

資料9-2(訪問系・相談支援系)	令和3年3月24日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

訪問系サービスの基本報酬の見直しについて

【居宅介護】

イ 居宅における身体介護が中心である場合

所要時間	見直し後	現行
30分未満	255 単位	249 単位
30分以上1時間未満	402 単位	393 単位
1時間以上1時間30分未満	584 単位	571 単位
1時間30分以上2時間未満	666 単位	652 単位
2時間以上2時間30分未満	750 単位	734 単位
2時間30分以上3時間未満	833 単位	815 単位
3時間以上	916 単位の3時間から計算して30分を増すごとに83 単位を加算	896 単位の3時間から計算して30分を増すごとに81 単位を加算

ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合

所要時間	見直し後	現行
30分未満	255 単位	249 単位
30分以上1時間未満	402 単位	393 単位
1時間以上1時間30分未満	584 単位	571 単位
1時間30分以上2時間未満	666 単位	652 単位
2時間以上2時間30分未満	750 単位	734 単位
2時間30分以上3時間未満	833 単位	815 単位
3時間以上	916 単位の3時間から計算して30分を増すごとに83 単位を加算	896 単位の3時間から計算して30分を増すごとに81 単位を加算

ハ 家事援助が中心である場合

所要時間	見直し後	現行
30分未満	105 単位	102 単位
30分以上45分未満	152 単位	148 単位
45分以上1時間未満	196 単位	191 単位
1時間以上1時間15分未満	238 単位	232 単位
1時間15分以上1時間30分未満	274 単位	268 単位
1時間30分以上	309 単位の1時間30分から計算して15分を増すごとに35 単位を加算	302 単位の1時間30分から計算して15分を増すごとに34 単位を加算

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

所要時間	見直し後	現行
30 分未満	105 単位	102 単位
30 分以上 1 時間未満	196 単位	191 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	274 単位	268 単位
1 時間 30 分以上	309 単位に 1 時間 30 分から計算して 30 分を増すごとに 69 単位を加算	336 単位に 1 時間 30 分から計算して 30 分を増すごとに 68 単位を加算

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合

見直し後	現行
101 単位	98 単位

※共生型サービスは上記と同様。

【重度訪問介護】

イ 病院等に入院又は入所中以外の障害者に対して提供した場合

ロ 病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合

所要時間	見直し後	現行
1 時間未満	185 単位	184 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	275 単位	274 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	367 単位	366 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	458 単位	457 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	550 単位	549 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	640 単位	639 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	732 単位	731 単位
4 時間以上 8 時間未満	817 単位に 4 時間から計算して 30 分を増すごとに 85 単位を加算	816 単位に 4 時間から計算して 30 分を増すごとに 85 単位を加算
8 時間以上 12 時間未満	1,497 単位に 8 時間から計算して 30 分を増すごとに 85 単位を加算	1,496 単位に 8 時間から計算して 30 分を増すごとに 85 単位を加算
12 時間以上 16 時間未満	2,172 単位に 8 時間から計算して 30 分を増すごとに 80 単位を加算	2,171 単位に 8 時間から計算して 30 分を増すごとに 80 単位を加算
16 時間以上 20 時間未満	2,818 単位に 16 時間から計算して 30 分を増すごとに 86 単位を加算	2,817 単位に 16 時間から計算して 30 分を増すごとに 86 単位を加算
20 時間以上 24 時間未満	3,500 単位に 20 時間から計算して 30 分を増すごとに 80 単位を加算	3,499 単位に 20 時間から計算して 30 分を増すごとに 80 単位を加算

※共生型サービスは上記と同様。

【同行援護】

所要時間	見直し後	現行
30 分未満	190 単位	184 単位
30 分以上 1 時間未満	300 単位	292 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	433 単位	421 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	498 単位	485 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	563 単位	548 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	628 単位	611 単位
3 時間以上	693 単位に 3 時間から計算して 30 分を増すごとに 65 単位を加算	674 単位に 3 時間から計算して 30 分を増すごとに 63 単位を加算

【行動援護】

所要時間	見直し後	現行
30 分未満	258 単位	255 単位
30 分以上 1 時間未満	407 単位	403 単位
1 時間以上 1 時間 30 分未満	592 単位	587 単位
1 時間 30 分以上 2 時間未満	741 単位	735 単位
2 時間以上 2 時間 30 分未満	891 単位	884 単位
2 時間 30 分以上 3 時間未満	1,040 単位	1,032 単位
3 時間以上 3 時間 30 分未満	1,191 単位	1,182 単位
3 時間 30 分以上 4 時間未満	1,340 単位	1,330 単位
4 時間以上 4 時間 30 分未満	1,491 単位	1,480 単位
4 時間 30 分以上 5 時間未満	1,641 単位	1,628 単位
5 時間以上 5 時間 30 分未満	1,791 単位	1,777 単位
5 時間 30 分以上 6 時間未満	1,940 単位	1,925 単位
6 時間以上 6 時間 30 分未満	2,091 単位	2,075 単位
6 時間 30 分以上 7 時間未満	2,240 単位	2,223 単位
7 時間以上 7 時間 30 分未満	2,391 単位	2,373 単位
7 時間 30 分以上	2,540 単位	2,520 単位

【重度障害者等包括支援】

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

所要時間	見直し後	現行
1 時間未満	203 単位	202 単位
1 時間以上 12 時間未満	303 単位に 1 時間から計算して 30 分を増すごとに 100 単位を加算	302 単位に 1 時間から計算して 30 分を増すごとに 100 単位を加算
12 時間以上 24 時間未満	2,501 単位に 1 2 時間から計算して 30 分を増すごとに 98 単位を加算	2,500 単位に 1 2 時間から計算して 30 分を増すごとに 98 単位を加算

ロ 短期入所を提供した場合（1日につき）

見直し後	現行
953 単位	949 単位

ハ 共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第 213 条の 2 に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。）を提供した場合（1日につき）

見直し後	現行
1,003 単位	1,000 単位

【参考】

令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16573.html